

青森県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年七月二十一日

青森県後期高齢者医療広域連合長職務代理者

副広域連合長

船橋茂久

青森県後期高齢者医療広域連合条例第八号

青森県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

青森県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成十九年青森県後期高齢者医療広域連合条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

附則第十六条の見出し及び同条第一項中「令和四年度」を「令和五年度」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。